

序章 金沢市景観計画策定にあたって

序-1 計画策定における背景と目的

金沢市は、全国で初めて魅力ある街並み等を守るための「金沢市伝統環境保存条例」を昭和 43 年に制定し、その後、平成元年には「金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例」へと発展させ、美しく魅力ある景観形成を進めてきました。さらに、金沢の個性と魅力ある景観を磨き高めるために、数多くの市独自の条例を制定し、全国のなかでも先進的に取り組んできました。

しかし、生活様式の変化や価値観の多様化等により、金沢においても個性と魅力ある景観を守り高めていく上で、様々な課題や問題が生じてきています。

このような状況のなかで、国では平成 16 年に「景観法」が制定され、また石川県においても、平成 20 年に「いしかわ景観総合条例」が制定されるなど、良好な景観を後代に引き継ぐための取り組みが全国的に広がりを見せようとしています。

また本市では、平成 21 年 3 月に景観法を活用した新たな景観条例として「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例」を制定し、また「金沢市屋外広告物等に関する条例」への改正を行い、新たな景観まちづくりに取り組んでいます。

本計画は、景観形成の基本的な考え方や良好な景観形成のために必要な行為の制限に関する事項等を明らかにし、市民、事業者、設計者・施工者、行政の協働による景観まちづくりを展開し、風格と魅力ある金沢の景観を継承・発展させることを目的とします。



序-2 計画策定にあたっての基本的考え方

(1) 景観計画の位置づけ

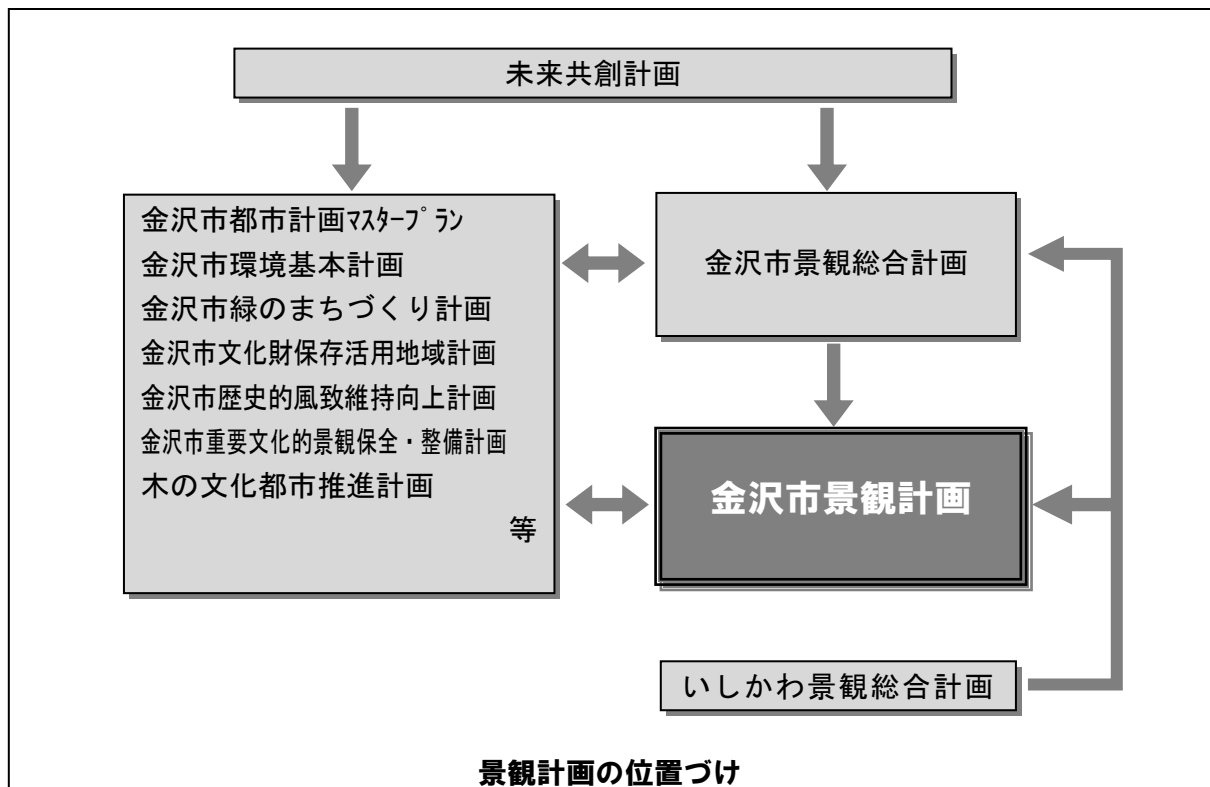
本計画は、金沢市都市像「未来を拓く世界の共創文化都市・金沢」とその実現に向けた行動計画である「未来共創計画」に基づくとともに、市の景観行政における「基本的な方針」や「長期的な行動指針計画」として取りまとめた「金沢市景観総合計画」を受けて策定するものです。また、本市の都市計画マスタープランや環境基本計画、緑のまちづくり計画等の各種マスタープランや関連計画との連携を図るとともに、石川県全体の景観形成を目的とした「いしかわ景観総合計画」を尊重した運用を図っていきます。

なお、本計画は、景観法に基づく法定計画であり、景観法を活用するために必須な事項を定めるものです。

(2) 景観計画の性格

本計画の性格としては、以下の通りです。

- ①長期的な行動指針計画である「金沢市景観総合計画」（景観マスタープラン）に基づいた短中期的な運用実施計画
- ②これまで市独自に進めてきた景観誘導に、「景観法」に基づく法的根拠を持たせた計画
- ③都市計画マスタープランや緑のまちづくり計画等との連携を図りながら、景観形成に向けた実際の運用を通じて段階的に内容を充実させ、きめ細かな景観形成へと積み重ねていく計画



序-3 景観計画の区域

金沢の魅力ある景観は、市街地だけではなく、県境の医王山からキゴ山、戸室山、卯辰山、野田山等へとつながる山々、犀川や浅野川に代表される河川、河北潟周辺の水辺や田園、自然と共生して点在する集落など、市全域に存在します。

また近年、金沢外環状道路の整備、金沢駅西地区の開発、北陸新幹線の整備など、都市構造も大きく変化していることから、市街地のみでなく、郊外部や山間部も含めた市全域において、景観形成を推進することが重要です。

以上のように、市域全体の景観特性を把握するとともに、都市の変化要因に対応しながら、良好な景観形成を進めるため、「**金沢市全域**」を景観計画区域とします。

